

IBARAKI

INA・YAWARA KYURYOBU

まちづくりニュース

水海道及び伊奈都市計画事業 伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地地区画整理事業 区画整理通信

JUL.2005

7



vol.33

INDEXNEWS

- ▶ 権利者情報の取扱い意向調査について
- ▶ みらい平駅周辺の整備
- ▶ イベントの開催
- ▶ 商業・業務施設区域内の車両一方通行規制について
- ▶ まちづくりへの取組み
- ▶ 事業の近況報告
- ▶ おねがい

権利者情報の取扱い意向調査について

当地区におきましては、土地区画整理事業が進むにつれ、土地活用等の様々な動きが見られるようになり、権利者情報についての問い合わせが多くなってきています。そのため、施行者として権利者情報を適切に取扱うため「権利者情報の取扱い方針」に基づいて対応していきます。

先日、権利者の皆様へは、個人情報（住所、氏名）を権利者情報の取扱いに基づいて知らせても良いか否かの意向をお聞きするため、意向調査票を郵送させていただきました。

この意向調査は、権利者の皆様方の個人情報を保護するとともに、事業を円滑に進め、より良いまちづくりを行うための重要な調査ですので、ご理解いただき、ご協力をお願い致します。

権利者情報の取扱い方針

権利者情報の取扱い方針に基づき、県南都市建設事務所は情報を求める対象者に応じて下記の通り対応します。

1. 権利者から隣接者の個人情報の提供要請があった場合

→隣接者同士の調整を円滑に進めるため、「意向調査票」に同意した方の住所及び氏名について、県南都市建設事務所が要請者（近親者）本人の確認をしたうえでを提供します。

2. 権利者から隣接者を越える個人情報の提供要請があった場合

→原則として個人情報は提供しません。

ただし、権利者が知っておいた方がよいものや知らなかったことで不利益を被ると思われるものは、提供依頼者に代わり、県南都市建設事務所が資料等を送付します。

3. 権利者以外の第三者への個人情報提供

→原則として個人情報は提供はしません。

ただし、警察、消防、電力会社、郵便局等の機関には個人情報を提供します。

個人情報提供までの流れ

個人情報の要請から提供までの流れを上記の「1. 権利者から隣接者の個人情報の提供要請があった場合」を基に説明します。

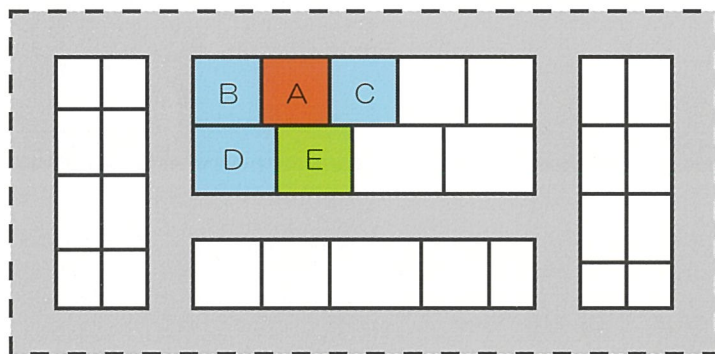


境界に塀を建てるので隣人の住所、氏名を教えてください

Aさん

同意状況

Bさん：同意します
Cさん：同意します
Dさん：同意します
Eさん：同意しません



県南都市建設事務所はAさんに対して、個人情報の提供に関して同意したBさん、Cさん、Dさんの住所と氏名を教えます。Eさんの情報は教えません。

県南都市建設事務所

個人情報提供までの流れ

個人情報要請者（Aさん）は県南都市建設事務所に来ていただきます

免許証等でAさんの本人確認をします

誓約書を書いていただきます

今回の意向調査で

同意した方だけの隣接者の情報（住所、氏名）を提供します

権利者情報の取扱いの詳細につきましては、すでに郵送にて送付させていただきました、「伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業権利者情報の取扱いについて」をご覧ください。

また、ご不明な点などございましたら、県南都市建設事務所までお問い合わせください。

みらい平駅周辺の整備



8月24日のつくばエクスプレス開業にあわせて、みらい平駅周辺の整備が進められています。

現在、駅舎の工事は終了しており、駅前広場やその周辺の工事が進められています。みらい平駅は当地区の南部にあり、当地区を訪れる人達の玄関口になります。多くの人が利用することから、バリアフリーや景観に配慮した整備を行っています。

みらい平駅



みらい平駅舎は、エレベーターやエスカレーター、可動式ホーム柵などを設置しており、全ての人にやさしく安全で利用しやすいよう「ユニバーサルデザイン」を採用しています。

身障者用駐車場



駅前広場には、一般車の他に身障者用の駐車場も確保しています。歩車道境界ブロックを切り下げて段差をなくしているほか、駅舎までシェルターでつなぎ、雨など悪天候でも快適に利用できるように配慮しています。

駅前広場



駅前広場は、バス・タクシーと一般車両を明確に分離して安全性を確保しています。初めて来ても分かりやすいように、案内板と路面表示で案内しています。

また、カラー舗装をすることで停車部分と通行部分を明確にしています。

イベントの開催

道路開通式&みらい平地区PRイベント

8月24日のつくばエクスプレス開業に向けて、8月6日に、みらい平駅へのアクセス道路が一部供用開始となります。そこで、みらい平駅前において「道路開通式典」を開催します。

また、みらい平地区のPRを行う「みらい平地区PRイベント」をみらい平駅前広場において開催します。

★道路開通式典★

日時：8月6日（土） 午前10時から
場所：みらい平駅前 （午後1時から通行可能となります）

★みらい平地区PRイベント★（参加無料）

日時：8月6日（土） 午前11時から
場所：みらい平駅前広場

内容：超未来戦士 鉄拳ショー など

（鉄拳ショーでは、写真、ビデオ撮影は禁止させていただきます）



道路供用開始位置図



8月6日供用開始部分

今後のイベントスケジュール

イベント	開催地（最寄り駅）	開催日
ウェルカムイベント	みらい平駅	8月24日
プレイバント（つくばスタイルフェスタ2005）	みらい平駅	8月24日～9月末
つくばスタイルフェスタ2005	葛城地区（研究学園駅）	10月
県民まつり	みらい平駅	11月12日、13日



商業・業務施設区域内の車両一方通行規制について

区域内道路における歩行者の安全と安心を確保

商業・業務施設区域（下図参照）は、みらい平駅を中心とした地区の玄関口に位置するため、人々が集う一方で多くのクルマの通行や出入りも予想されます。この区域内の道路（幅員9mから幅員6m）にはすべて歩道を設け、買い物等の利便性と歩行者の安全性を確保した快適な空間を形成します。

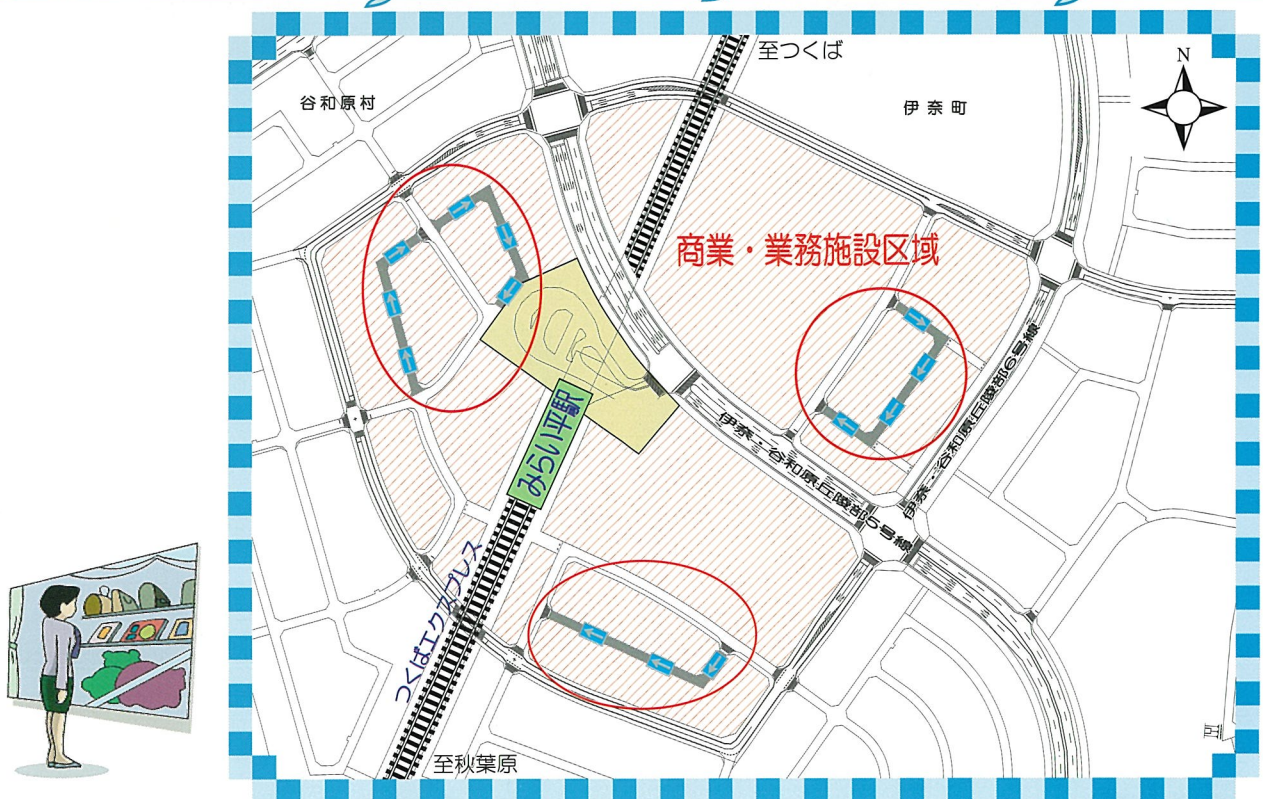
6m道路については、歩行者とクルマが共存しつつも柔らかに分離する（道路イメージ図参照）ことで、歩行者にとって安全かつ安心な空間を創出します。さらに、「車両の一方通行規制」を行うことで、買い物や沿道施設関係者以外の車両の進入を排除し、歩行者と自転車の安全を優先させた道路であることを鮮明にします。

一方通行規制による効果

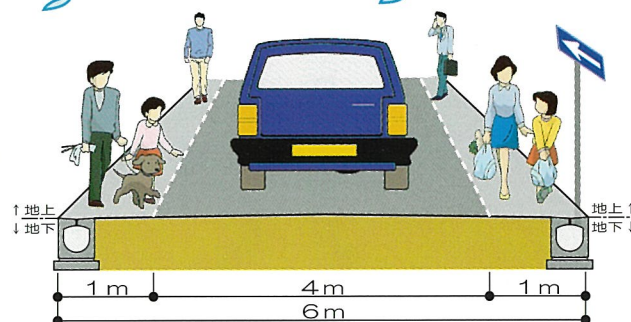
- 一方通行規制には次のような効果が期待できます。
- ◎ 荷物の搬入や搬出に必要なスペースを確保しながら、歩行者が安全に通行できます。
- ◎ 通過交通など不要なクルマの進入の抑制に効果的です。
- ◎ 交通量が抑制されるので、歩行者が安全で安心できる空間が広がります。



一方通行道路位置図



一方通行道路イメージ図



まちづくりへの取り組み



つくば田園都市推進会議がおこなわれました

茨城県内のつくばエクスプレス沿線市町村が集まり、まちびらきに向けたPRの重要性について共通認識を持ち、今後のPR展開の方法について協議が行われました。今後は、この会議を受けて各市町村の特色を活かしたPRを独自に展開していく予定です。

開催日時等：平成17年2月10日（木） 赤坂プリンスホテル 別館3F クイーンホール
主 催：茨城県・独立行政法人都市再生機構茨城地域支社・つくば市・守谷市・伊奈町・谷和原村

取材参加者：在京全国メディア（新聞、雑誌等）
地元メディアが参加・取材

開 催 主 旨：まちびらきに向けた本格的なPRを展開するため、有識者をはじめ、まちづくりや暮らし紹介、メディアなど、各分野の専門家に参画いただき、様々なご意見、ご助言をいただきました。



事業の近況報告

土地区画整理審議会、評価委員会が開催され活発な議論が交わされました。
また、2月4日に事業計画（第3回変更）の認可を受けました。

第26回 審議会開催の報告

- 日時 平成17年2月4日（金）
- 場所 伊奈・谷和原現地事務所
- 議題
 1. 換地設計一部の変更について（諮問第46号）
 2. 仮換地指定について（諮問第47号）

第27回 審議会開催の報告

- 日時 平成17年3月16日（水）
- 場所 伊奈・谷和原現地事務所
- 議題
 1. 評価員の選任について（諮問第48号）
 2. 仮換地指定について（諮問第49号）

第28回 審議会開催の報告

- 日時 平成17年5月20日（金）
- 場所 伊奈・谷和原現地事務所
- 議題
 1. 仮換地指定について（諮問第50号）

第22回 評価委員会開催の報告

- 日時 平成17年7月1日（金）
- 場所 つくばカピオ 小会議室2
- 議題
 1. 保留地の評価について（諮問第6号）

以上の諮問事項につきましては原案どおり答申が得られました。

必ず届け出をしてください

事業を円滑に進めるため、土地の所有や借地の状況を常に把握しておく必要があります。
そのため、住所・氏名及び所有権などに変更があった場合には、所定の届出書により、県南都市建設事務所へ必ず提出してください。

今後、重要な通知をお届けできなくなりますので、ご協力をお願いいたします。

住所及び氏名を変更したときは

「住所・氏名変更届出書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

所有権などの権利が変わったときは

「所有権移転届出書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

所有地を分筆したいときは

法務局に申請する前に、県南都市建設事務所までご相談ください。

土地の区画形質の変更及び建築物・構造物の新築、増築、改築を行うときは

事前に、県南都市建設事務所までご相談ください。

届出書の用紙につきましては、県南都市建設事務所までご連絡ください。



工事区域への立ち入りは危険です

当地区では、造成工事や地盤改良工事等の様々な工事が進められており、工事区域周辺の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。

工事用車両の出入り等には十分注意しておりますが、工事施工箇所及びその付近は非常に危険ですので、一般の方は立ち入らないようにお願いいたします。



土地の売買について

土地を売買する時は、仮換地の内容や清算金の有無等について、土地を購入する方に十分説明する必要があります。なお、区画整理登記前においては、従前地での登記となります。

売買等に関してトラブルが生じる可能性がありますので、事前に県南都市建設事務所まで必ずご相談ください。



不法投棄の防止

不法投棄を行いますと法律により罰せられます。不法投棄を見かけた方は、伊奈町、谷和原村又は県南都市建設事務所まで必ずご連絡ください。



ご意見・ご質問の問い合わせは

茨城県県南都市建設事務所

伊奈・谷和原地区整備部

区画整理第一課

工務第一課

TEL 029-859-0068

伊奈町役場

都市建設課

TEL 0297-58-2111

谷和原村役場

都市建設課

TEL 0297-52-3141

つくばエクスプレス沿線のまちづくりホームページ <http://www.tsukubaexpress-ibaraki.jp>

つくばエクスプレス（首都圏新都市鉄道）ホームページ <http://www.mir.co.jp>

発行

茨城県県南都市建設事務所
伊奈・谷和原地区整備部
区画整理第一課

〒305-0033
茨城県つくば市東新井15-2
ろうきんビル5階

発行日
平成17年7月25日